

広島市西部水資源再生センター
下水汚泥再資源化施設更新・運営事業

実 施 方 針

令和7年6月

広 島 市

目 次

1	事業に関する事項	- 1 -
1-1	事業名称	- 1 -
1-2	事業目的	- 1 -
1-3	事業場所と対象施設	- 1 -
1-3-1	事業場所	- 1 -
1-3-2	本事業の対象となる水資源再生センター	- 2 -
1-3-3	本事業の対象施設	- 2 -
1-4	対象施設の管理者の名称	- 2 -
1-5	事業内容	- 3 -
1-5-1	事業概要及び業務内容	- 3 -
1-5-2	下水汚泥再資源化物の利活用	- 4 -
1-6	事業方式	- 5 -
1-7	事業期間	- 6 -
1-8	遵守すべき法令等	- 7 -
2	事業者の募集及び選定に関する事項	- 8 -
2-1	事業者の募集及び選定の方法	- 8 -
2-2	募集及び選定スケジュール	- 9 -
2-3	入札参加に関する条件等	- 10 -
2-3-1	応募者の構成	- 10 -
2-3-2	構成員の入札参加資格要件	- 11 -
2-3-3	構成員が入札参加資格を喪失した場合の取扱い	- 14 -
2-3-4	入札参加資格審査等	- 15 -
2-4	落札者の選定に関する事項	- 15 -
2-4-1	審査委員会の設置	- 15 -
2-4-2	落札者決定基準	- 15 -
2-4-3	落札候補者の選定方法	- 16 -
2-4-4	提出書類の取扱い等及び費用負担	- 17 -
2-4-5	審査結果の公表	- 17 -
2-5	応募に係る提出書類	- 18 -
2-5-1	入札参加資格審査の提出書類	- 18 -
2-5-2	技術審査及び価格審査の提出書類	- 18 -

2-6	落札候補者決定後の手続き	- 18 -
2-6-1	基本協定の締結	- 18 -
2-6-2	落札者の決定と通知	- 18 -
2-6-3	S P C の設立	- 18 -
2-6-4	基本契約の締結	- 19 -
2-6-5	工事請負契約の締結	- 19 -
2-6-6	維持管理・運營業務委託契約の締結	- 19 -
2-6-7	下水汚泥再資源化物の売買契約の締結	- 19 -
2-6-8	付帯事業の契約の締結	- 19 -
3	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	- 20 -
3-1	想定されるサービスの水準・仕様	- 20 -
3-2	責任分担及びその考え方	- 20 -
3-2-1	責任分担の考え方	- 20 -
3-2-2	想定されるリスクの分担	- 20 -
3-3	事業者の責任の履行確保に関する事項	- 20 -
3-3-1	入札保証金	- 20 -
3-3-2	契約保証金の納付等	- 20 -
3-4	事業の実施状況のモニタリング	- 21 -
3-4-1	設計・施工段階	- 21 -
3-4-2	維持管理・運営段階	- 21 -
3-4-3	事業期間の終了段階	- 21 -
4	対象施設の立地並びに規模及び配置に関する事項	- 22 -
4-1	立地に関する事項	- 22 -
4-2	本事業の計画概要	- 22 -
5	各契約又は協定の解釈に疑義が生じた場合における措置に関する事項	- 23 -
6	事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項	- 23 -
7	その他事業の実施に関する必要事項	- 24 -
7-1	現地確認	- 24 -
7-1-1	現地確認の実施	- 24 -
7-1-2	申込方法	- 24 -
7-1-3	申込書の提出先	- 24 -
7-1-4	申込書の提出期限	- 24 -
7-1-5	現地確認に係る実施要領	- 24 -
7-2	汚泥等の試験	- 25 -

7-2-1	汚泥等の試験の実施.....	- 25 -
7-2-2	申込方法.....	- 25 -
7-2-3	汚泥等の試験申込書の提出期限	- 26 -
7-2-4	汚泥等の試験計画書の提出.....	- 26 -
7-2-5	汚泥等の試験に係る実施要領.....	- 26 -
7-3	実施方針・要求水準書（案）に関する問合せ.....	- 27 -
7-3-1	実施方針・要求水準書（案）に関する質問の受付	- 27 -
7-3-2	実施方針・要求水準書（案）に関する質問書の提出期限	- 28 -
7-3-3	実施方針・要求水準書（案）に関する質問への回答	- 28 -
7-3-4	実施方針の変更.....	- 28 -
7-3-5	本事業に関する参考資料等.....	- 28 -
7-3-6	本事業に関する参考資料等の送付願兼誓約書の提出期限	- 28 -
添付資料 1	: 契約構造図.....	- 29 -
添付資料 2	: 事業に係るリスク分担.....	- 31 -
添付資料 3	: 現地確認申込書.....	- 35 -
添付資料 4	: 汚泥等の試験申込書.....	- 38 -
添付資料 5	: 実施方針・要求水準書（案）に関する質問書.....	- 41 -
添付資料 6	: 本事業に関する参考資料等の送付願兼誓約書.....	- 44 -

1 事業に関する事項

1-1 事業名称

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業（以下「本事業」という。）

1-2 事業目的

広島市（以下「本市」という。）は「ひろしま下水道ビジョン 2030」に掲げている基本理念・基本方針に基づき、循環型社会の形成や脱炭素社会の構築に貢献するために、下水汚泥の有効利用策として、固形燃料化、セメント化及びコンポスト化による再資源化に取り組んできた。

しかし、近年セメント需要の低下に伴う受け入れ量の減少をはじめ、国際情勢の変化による肥料価格の高騰など、下水汚泥を取り巻く社会的環境が大きく変化している。

また、肥料化に関して、「食料安全保障強化政策大綱」（令和 4 年 12 月 27 日 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部決定）では、2030 年までに下水汚泥資源・堆肥の使用量を倍増し、肥料使用量（リンベース）に占める国内資源の利用割合を 40%まで拡大する目標が示された。これを受けて、国土交通省から「発生汚泥等の処理に関する基本的考え方について」（令和 5 年 3 月 17 日 国水下企第 99 号国土交通省水管理・国土保全局下水道部）にて、下水道管理者に対して、肥料としての利用を最優先し、最大限活用する方針が示された。

上記を踏まえ、現在西部水資源再生センターで実施している下水汚泥燃料化事業の期間が、令和 13 年度に終了することに伴い、既設下水汚泥燃料化施設を、処理能力を拡充した下水汚泥再資源化施設として更新するとともに、他の水資源再生センターの脱水汚泥等を受け入れるための施設を整備して下水汚泥の集約処理を可能にすることにより、社会情勢の変化に柔軟に対応し、持続可能な汚泥処理体系を構築することで、循環型社会の形成と脱炭素社会の実現に貢献することを目的とする。

1-3 事業場所と対象施設

1-3-1 事業場所

本事業の事業場所である水資源再生センター及び位置を以下に示す。

名称：西部水資源再生センター

位置：広島市西区扇一丁目 1 番 1 号（東系）

広島市西区扇二丁目 1-31 番地（西系）

1-3-2 本事業の対象となる水資源再生センター

本事業の対象となる水資源再生センターは、以下に掲げるとおりとする。

- ① 西部水資源再生センター（以下「西部 C」という。）
- ② 千田水資源再生センター（以下「千田 C」という。）
- ③ その他の水資源再生センター（以下「その他 C」という。）

1-3-3 本事業の対象施設

本事業の対象施設は、既存施設及び新規に設置する施設（以下「新規施設」という。）で構成する。それぞれの対象施設は、以下に掲げるとおりである。

(1) 既存施設

本事業の対象施設である既存施設は、次のとおりとする。

なお、以下の①から③を既設汚泥燃料化施設等という。

- ① 既設汚泥燃料化施設
- ② 既設管理棟
- ③ 既設基礎版

(2) 新規施設

本事業の対象施設である新規施設は、次のとおりとする。

なお、以下の①から⑤を「下水汚泥再資源化施設等」といい、⑥及び⑦を「脱水汚泥受入施設等」という。

- ① 下水汚泥再資源化施設
- ② 管理・電気棟
- ③ 基礎版
- ④ 脱水汚泥貯留施設¹
- ⑤ 場内整備
- ⑥ 脱水汚泥受入施設
- ⑦ 汚泥混合溶解施設

1-4 対象施設の管理者の名称

広島市下水道管理者 広島市長 松井 一實

¹ 脱水汚泥貯留施設は、下水汚泥再資源化施設との兼用の技術提案を認めるものとする。

1-5 事業内容

1-5-1 事業概要及び業務内容

(1) 事業概要

本事業は、事業者が西部 C 内に他センターからの脱水汚泥を受け入れる脱水汚泥受入施設等を整備し、西部 C、千田 C 及びその他 C を対象とした下水汚泥再資源化施設等を整備した後に、それぞれの施設等の所有権を本市に移転し、事業期間中において、下水汚泥再資源化施設等の維持管理及び運営（下水汚泥再資源化施設等で製造する下水汚泥再資源化物の買取り、利用先の確保を含む。）を実施する。

なお、脱水汚泥受入施設等の維持管理業務は、西部 C で別途実施している包括的民間委託の業務範囲とし、本事業に含まない。

(2) 事業者の業務内容

1) 設計業務

- ① 既設汚泥燃料化施設の撤去に関する設計業務
- ② 脱水汚泥受入施設等の設計業務
- ③ 下水汚泥再資源化施設等の設計業務
- ④ ①から③に付随する設計業務の一切

2) 施工業務

- ① 既設汚泥燃料化施設の撤去に関する施工業務
- ② 既設汚泥燃料化施設の 1 系と 2 系の切り離しに伴う機械工事
- ③ 脱水汚泥受入施設等の施工業務
- ④ 下水汚泥再資源化施設等の施工業務
- ⑤ ①から④に付随する施工業務の一切

3) 維持管理・運営業務

- ① 下水汚泥再資源化施設等の維持管理・運営業務
- ② 下水汚泥再資源化物の買取り
- ③ ①及び②に付随する維持管理・運営業務の一切

(3) 本市の業務内容

1) 設計及び許認可・申請に関する業務

- ① 国への交付金及び事業計画等（ストックマネジメント計画含む。）の申請又は変更手続き

- ② 設計業務に関する監督、検査
- ③ 既設汚泥燃料化施設、下水汚泥再資源化施設等及び脱水汚泥受入施設等に必要な許認可及び各種申請等の手続き（本市が手続きすべきものに限る。）

2) 施工に関する業務

- ① 事業用地の確保（付帯事業を含む。）
- ② 施工業務に関する工事監督及び検査

3) 維持管理・運営業務

- ① ユーティリティ（単独受電分、薬品を除く）の供給
- ② 千田 C から搬入される脱水汚泥の受け入れ
- ③ 下水汚泥再資源化施設への脱水汚泥及び消化ガスの供給
- ④ 事業者が実施する維持管理・運営業務のモニタリング
- ⑤ 各種工事及び業務等又は業務に係る調整支援

1-5-2 下水汚泥再資源化物の利活用

事業者は、日本産業規格（JISZ7312 下水汚泥固形燃料）及び普通肥料の公定規格（菌体りん酸肥料）を満たす下水汚泥再資源化物を製造し、有価物として販売し、エネルギーや肥料（原料としての利用を含む。）として利活用する。

なお、下水汚泥再資源化物は、菌体りん酸肥料として広島県知事の登録を受けるものとし、事業期間中は登録を継続するものとする。

また、事業者は本市の行う肥料利用拡大推進に向けた取り組みに協力するものとする。

1-6 事業方式

本事業の事業方式について、下水汚泥再資源化施設は、施設整備段階から運営のノウハウを活かし、もって効率的な維持管理を行うため、施設の設計・建設から維持管理・運営までを民間事業者が一体で行う DBO（Design Build Operate）方式で実施する。

なお、脱水汚泥受入施設については、既存の汚泥処理施設に他センターからの下水汚泥を受け入れるための機能を追加するもので、既存の汚泥処理施設と一体管理することが効率的であることから、維持管理・運営を含まない DB（Design Build）方式で実施する。

詳細は以下に掲げるとおりとする。

また、対象施設ごとの事業区分を図 1-6-1 に示す。

① DBO 方式（Design Build Operate）

ア 既設汚泥燃料化施設等

イ 下水汚泥再資源化施設等

② DB 方式（Design Build）

ア 脱水汚泥受入施設等

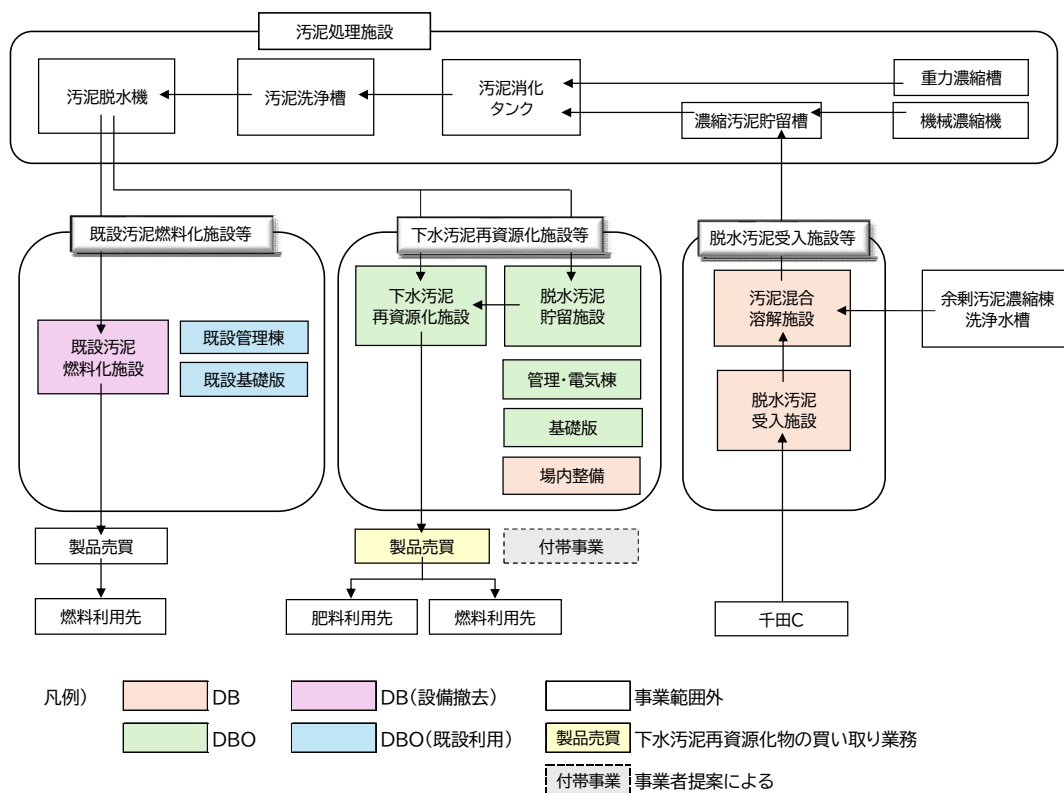


図 1-6-1 事業区分

1-7 事業期間

本事業の事業期間として、設計業務、施工業務及び維持管理・運營業務を表1-7-1に示す。

表1-7-1 事業期間

項目	内容/経過年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
		26 R8	27 R9	28 R10	29 R11	30 R12	31 R13	32 R14	33 R15	34 R16	35 R17	36 R18	37 R19	38 R20	39 R21	40 R22	41 R23	42 R24	43 R25	44 R26	45 R27	46 R28	47 R29	48 R30	49 R31	50 R32	51 R33	52 R34	53 R35	54 R36
契約締結	各種契約の締結	●																												
事業期間	設計業務	1	2	3																										
		1	2																											
		1	2																											
	施工業務	1	2																											
				1	2	3																								
						1	2																							
							1	2																						
								1	2	3																				
									1	2																				
	維持管理・運營業務							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
											1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
												1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
別途事業	維持管理・運營業務				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
			15	16	17	18	19	20																						
									1	2	3																			

注記) 表中の西暦及び和暦は年度を示す。また、西暦(下二桁)は西暦の下二桁を表し、26は2026(以降同じ。)を示す。

(1) 本事業に係る設計業務期間

本事業の設計業務期間は、工事請負契約を締結した日から2029年(令和11年)3月30日までを期限とする。

(2) 本事業に係る施工業務期間

本事業の施工業務期間は、工事請負契約を締結した日から2036年(令和18年)3月31日までを期限とする。

なお、脱水汚泥受入施設等及び下水汚泥再資源化施設(1系列目、2系列目)は、次項に示す維持管理・運營業務の開始時期に支障がないよう、以下に示す期日までに完成し、脱水汚泥受入施設等は本市に、下水汚泥再資源化施設等は維持管理・運營業業者に引継ぐこと。

- ① 脱水汚泥受入施設等 : 2029年(令和11年)3月31日
- ② 下水汚泥再資源化施設等(1系列目) : 2032年(令和14年)3月31日
- ③ 下水汚泥再資源化施設等(2系列目) : 2035年(令和17年)3月31日

また、下水汚泥再資源化施設を 3 系列以上とする場合は、本書と併せて公表する要求水準書（案）を参照すること。

(3) 本事業に係る維持管理・運営業務期間

本事業の維持管理・運営業務期間は、維持管理・運営業務委託契約を締結した日から2055年（令和37年）3月31日までとする。

なお、下水汚泥再資源化施設（１系列目）及び下水汚泥再資源化施設（２系列目）の維持管理・運營業務の開始時期は、以下に掲げるとおりとし、下水汚泥再資源化施設を３系列以上とする場合は、本書と併せて公表する要求水準書（案）を参照すること。

また、脱水汚泥受入施設等の維持管理・運営業務は本事業対象外とする。

- ① 下水汚泥再資源化施設等（１系列目）：2032年（令和14年）４月１日
② 下水汚泥再資源化施設等（２系列目）：2035年（令和17年）４月１日

(4) 本市が行う別途業務

本事業に関連する本市が行う別途事業は、以下に掲げるとおりとする。

- ① 脱水汚泥受入施設等の維持管理業務は、本事業の施工業務で行う脱水汚泥受入施設の本市への引渡日から開始する。
- ② 下水汚泥燃料化事業は、以下に示すとおりとする。
 - ア 下水汚泥燃料化事業は、2032 年（令和 14 年）3 月 31 日までを事業期間とする。
 - イ 下水汚泥燃料化事業（延長）は、2 系列ある既設汚泥燃料化施設のうち 1 系列のみの維持管理運営を引き続き運用するものであり、2035 年（令和 17 年）3 月 31 日までを事業期間とする。
- ③ 本事業の関連設備の市側工事については、2026 年度（令和 8 年度）から 2031 年度（令和 13 年度）の 6 か年の間に設計業務及び施工業務を実施する。
- ④ 余剰ガス燃焼装置は、2025 年度（令和 7 年度）から 2026 年度（令和 8 年度）の 2 か年で、事業用地外に更新する予定である。

1-8 遵守すべき法令等

事業者は、本事業を実施するに当たり必要とされる関係法令（関連する施行令、規則、条例等を含む。）等を遵守すること。

なお、遵守すべき関係法令等については、本書と併せて公表する要求水準書（案）を参照すること。

2 事業者の募集及び選定に関する事項

2-1 事業者の募集及び選定の方法

事業者の募集は、公平性及び透明性並びに競争性の確保の観点から、一般競争入札で行うものとする。

また、本事業は、工事目的物である下水汚泥再資源化施設の処理方式に、炭化方式や乾燥方式など想定される有力な方式が複数存在し、技術的な工夫の余地が大きい事業であることから、民間事業者から幅広く高度な技術提案を求め、技術提案と入札価格とを総合的に評価して落札者を決定する方式である「総合評価落札方式・技術提案評価型」により事業者を選定する。

なお、本事業は平成6年4月15日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定（WTO 政府調達協定）の対象事業であり、入札手続きには、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）が適用される。

2-2 募集及び選定スケジュール

本事業に関する主要なスケジュールは、次のとおりとする。

なお、詳細は入札公告時の入札説明書において示す。

時 期	内 容
2025 年（令和 7 年）6 月	実施方針・要求水準書（案）の公表
2025 年（令和 7 年）7 月	実施方針等に関する質疑の締切り
2025 年（令和 7 年）8 月	実施方針等に関する質疑に対する回答の公表
2025 年（令和 7 年）9 月	入札公告
2025 年（令和 7 年）10 月	入札参加資格審査に関する質疑の締切り 入札参加資格審査に関する質疑に対する回答の公表 入札参加資格審査以外に関する質疑の締切り 入札参加資格審査書類の受付締切り
2025 年（令和 7 年）11 月	入札参加資格審査の結果の通知
2025 年（令和 7 年）12 月	入札参加資格審査以外に関する質疑に対する回答の公表
2026 年（令和 8 年）2 月	技術提案書及び見積書の提出の締切り
2026 年（令和 8 年）3 月	技術対話
2026 年（令和 8 年）4 月	技術提案内容に対する改善通知 改善技術提案書及び改善見積書の提出の締切り
2026 年（令和 8 年）5 月	プレゼンテーションの実施
2026 年（令和 8 年）6 月	技術審査の結果の通知 予定価格の公表 入札書の提出の締切り 入札執行（開札）
2026 年（令和 8 年）7 月	落札候補者の決定
2026 年（令和 8 年）8 月	落札者の決定 契約締結

2-3 入札参加に関する条件等

本事業の品質を確保するため、本事業に係る入札参加資格要件（以下「入札参加資格要件」という。）を設定する。

入札参加資格要件は以下のとおりとする。またこれらに加えて、本市の一般競争入札において共通に付している入札参加資格要件を付すものとする。

なお、詳細は入札公告時の入札説明書において示す。

2-3-1 応募者の構成

- ① 応募者は、以下に示す業務を行う企業（以下「構成員」という。）から構成するものとする。なお、一者が複数の業務を行うことを妨げない。

ア 設計・施工業務

イ 維持管理・運営業務

- ② 応募者は、入札参加資格申請時に構成員及び各構成員が行う業務を届け出るものとする。

なお、入札参加資格申請後、構成員の変更は認めない。ただし2-3-3項に該当する場合は、この限りではない。

- ③ 応募者は、構成員の中から2-3-2項（1）3）②に示す機械工事施工企業に求める要件を全て満たす企業一者を、代表企業（以下「応募者の代表企業」という。）として定めるものとする。応募者の代表企業は、本事業に係る応募手続きに加え、契約締結までの一切の窓口を担い、本事業終了まで各種調整を行わなければならない。なお、単独企業の場合は、当該企業がこれら一切の役割を担うものとする。

- ④ 応募者を構成する企業数については、制限を設けない。

- ⑤ 応募者を構成する構成員のいずれかが、他の応募者の構成員となることはできない。

- ⑥ 同一応募者が複数の提案を行うことは認めない。

- ⑦ 構成員のいずれかが、本市が本事業のアドバイザー業務を委託している者及び当該アドバイザー業務において提携関係にある者、又はこれらの者との資本面若しくは人事面において関連がないものであること。なお、本事業に係る本市のアドバイザー業務に関与した者は、次のとおりである。

ア 株式会社東京設計事務所

イ アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業

ウ 地方共同法人日本下水道事業団

- ⑧ 設計・施工業務を行う企業を共同企業体（以下「建設 JV」という。）とする場合は、上記③に示す応募者の代表企業を建設 JV の代表企業とする 2 者又は 3 者による特定共同企業体とすること。また、建設 JV の方式については、共同施工型と分担施工型のいずれを採用するかを選択は応募者の自由とする。
- なお、共同施工型の場合、建設 JV の代表企業の出資割合は共同企業体の構成員中最大であること。また、各構成員の出資割合は次のとおりとする。
- ア 構成員が 2 者の場合は、1 者につき 30%以上とする。
- イ 構成員が 3 者の場合は、1 者につき 20%以上とする。
- ⑨ 維持管理・運營業務を行う企業は、構成員に上記③に示す応募者の代表企業及び維持管理・運營業務の主たる内容である「運転操作及び監視業務」を担う企業を含む共同企業体（以下「運営 JV」という。）とすること。なお、運営 JV の出資割合は問わない。また、運営 JV の構成員の中から当該 JV を総括する企業を代表企業（以下「運営 JV の代表企業」という。）として定めるものとする。
- ⑩ 維持管理・運營業務を行う企業として、特別目的会社（Special Purpose Company、以下「SPC」という。）を設立する場合、SPC を構成する企業は、維持管理・運營業務の主たる内容である運転操作及び監視業務を担う企業を含むものとする。また、SPC を運営 JV の構成員かつ運営 JV の代表企業としなければならない。
- ⑪ 応募者を構成する企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者を構成する企業でないこと。なお、詳細は入札公告時の入札説明書において示す。

2-3-2 構成員の入札参加資格要件

(1) 設計・施工業務を行う企業の入札参加要件

1) 設計業務を行う企業

構成員のうち、設計業務を行う企業は、以下に示す入札参加資格要件を満たさなければならない。

- ① 令和 7・8 年度広島市建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者として、業務の種類が土木関係建設コンサルタント業務の登録種目「下水道」で登録されているものであること。
- ② 2010 年（平成 22 年）4 月 1 日以降に元請として完了・引渡し完了した、下水道法上の終末処理場に係る燃料化設備（乾燥又は炭化）又は焼却設備（いずれも下水汚泥を原料とした設備）の実施設計業務の履行実績を有していること。
- ただし、設計共同企業体としての実績は、代表構成員としての実績に限る。

③ 管理技術者及び照査技術者は、以下に示すア又はイのいずれかを満たす者を、それぞれ当該設計業務に配置できること。

ア 技術士登録の上下水道部門（選択科目を「下水道」とする者に限る。）の資格を有する者であること。

イ RCCM（選択部門は「下水道」とする者に限る。）の資格を有し、下水道法第 22 条に規定された資格を有する者であること。

④ 担当技術者は、下水道法第 22 条に規定された資格を有する者であること。

⑤ 建築担当技術者は、一級建築士の資格を有する者を当該設計業務に配置できること。

2) 施工業務を行う企業が自ら設計業務を行う場合の取り扱い

構成員のうち、施工業務を行う企業が自ら設計業務を行う場合、3) で定める施工業務を行う企業に求める入札参加資格要件を満たしていることをもって1) ①に示す入札参加資格要件を満たしているとみなす。またその場合、1) ⑤に示す入札参加資格の要件については、再委託により対応することも可とする。

3) 施工業務を行う企業

構成員のうち、施工業務を行う企業は、以下に示す入札参加資格要件を満たさなければならない。

① 土木・建築工事施工企業

ア 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）（以下「建設業法」という。）第 3 条第 1 項に規定する建築一式工事に係る建設業の許可を有していること。

イ 令和 7・8 年度広島市建設工事競争入札参加資格者として工事の種類が、建築一式工事又は機械器具設置工事で認定されている者であること。

ウ 入札参加資格確認申請書の提出日前 1 年 7 か月以内の日を審査基準日とする建設業法第 27 条の 27 及び第 27 条の 29 の規定による経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下「総合評定値通知書」という。）の写しを提出できる者であり、かつ、建築一式工事の総合評定値が 1,200 点以上又は機械器具設置工事の総合評定値が 1,000 点以上の者であること。

エ 2010 年（平成 22 年）4 月 1 日以降に元請として完成・引渡しが完了した、次の公共工事の施工実績を有すること。

（ア）建物を新築又は増築した工事（いずれも鉄骨造り（軽量鉄骨造りを除く。）、鉄筋コンクリート造り又は鉄骨鉄筋コンクリート造りに限る。）ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、代表者としての実績に限る。

オ 建築一式工事期間中に、当該工事に係る監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を専任で配置できること。ただし、監理技術者等は、建設業法第 26 条第 1 項から第 5 項（第 3 項ただし書及び第 4 項を除く。）までに規定する者とし、建設 JV とする場合の主任技術者は国家資格を有するものとする。なお、本件工事は特例監理技術者（同法第 26 条第 3 項第 1 号及び第 2 号の規定の適用を受ける監理技術者をいう。）の配置は認めない。また、土木・建築工事施工企業が機械工事の施工も行う場合、当該監理技術者等が機械器具設置工事業に係る監理技術者等になり得る資格を有する場合は、兼任することを妨げない。

カ 監理技術者等は、エに掲げる工事と同じ施工経験を有していること（ただし、工事完了年月日は求めない。）。

② 機械工事施工企業

ア 建設業法第 3 条第 1 項に規定する機械器具設置工事に係る建設業の許可を有していること。

イ 令和 7・8 年度広島市建設工事競争入札参加資格者として工事の種類が機械器具設置工事で認定されている者であること。

ウ 総合評定通知書の写しを提出できる者であり、かつ、機械器具設置工事の総合評定値が 1,000 点以上の者であること。

エ 2010 年（平成 22 年）4 月 1 日以降に元請として完成・引渡しが完了した、次の公共工事の施工実績を有すること。

（ア） 下水道法上の終末処理場において燃料化設備（乾燥又は炭化）又は焼却設備を製作（自社製作に限定しない。）し、据付した工事。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、代表者としての実績に限る。

オ 機械器具設置工事期間中に、当該工事に係る監理技術者等を専任で配置できること。ただし、監理技術者等は、建設業法第 26 条第 1 項から第 5 項（第 3 項ただし書及び第 4 項を除く。）までに規定する者とし、建設 JV とする場合の主任技術者は国家資格を有するものとする。なお、本件工事は特例監理技術者（同法第 26 条第 3 項第 1 号及び第 2 号の規定の適用を受ける監理技術者をいう。）の配置は認めない。また、機械工事施工企業が土木・建築工事の施工も行う場合、当該監理技術者等が建築工事業に係る監理技術者等になり得る資格を有する場合は、兼任することを妨げない。

カ 監理技術者等は、エに掲げる工事と同じ施工経験を有していること（ただし、工事完了年月日は求めない。）。

キ 工場製作において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制の下で製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理できる。

ク 製作と据付それぞれで別の技術者を配置する場合は、それぞれの施工経験を有していること（ただし、工事完了年月日は求めない。）。

(2) 維持管理・運營業務を行う企業の入札参加要件

① 構成員のうち、運営JVの代表企業は以下に示す入札参加資格要件を満たさなければならない（ただし SPC を設置する場合を除く。）。

ア 広島市競争入札参加資格の「令和5・6・7年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「役務の提供の施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-07 建物付属設備、機械設備（施設維持管理業務に掲げているものを除く。）の保守点検・運転管理」に認定されている者であること。

イ 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）第2条第1項の規定に基づく国土交通大臣の登録を受けていること。

ウ 2010年（平成22年）4月1日以降に元請として、下水道法上の終末処理場において、維持管理業務の元請として、あるいは共同企業体の代表者として、1年以上の維持管理業務の履行実績を有すること。

② 維持管理・運營業務を行う企業のうち、運営JVの代表企業以外の企業は、上記①アに示す入札参加資格要件を満たさなければならない。

③ SPC を設置する場合、SPC 自体には入札参加資格要件を求めないが、SPC を構成する企業のうち、維持管理・運營業務の主たる内容である「運転操作及び監視業務」を担う企業は、上記①に示すすべての入札参加資格要件を満たさなければならない。

2-3-3 構成員が入札参加資格を喪失した場合の取扱い

入札参加資格審査書類の提出期限の翌日から基本協定の締結日までの間に構成員が2-3-2項に示す入札参加資格を喪失した場合の取扱いは、以下に示すとおりとする。

(1) 応募者の代表企業が入札参加資格を喪失した場合

応募者の代表企業が入札参加資格を喪失した場合、応募者は本事業への入札参加資格を失うものとする。

(2) 応募者の代表企業以外の構成員が入札参加資格を喪失した場合

応募者の代表企業以外の構成員が入札参加資格を喪失した場合、入札参加資格を喪失した構成員に代えて、入札参加資格を有する別の企業を構成員とする構成員の変更について本市が承認したときに限り、応募者は本事業への入札参加資格を失わないものとする。

2-3-4 入札参加資格審査等

本市は、応募に先立ち応募者から入札参加資格確認申請書の提出を受け、入札参加資格審査を行い、その結果を応募者に通知するものとする。

応募者は、入札参加資格審査の受付締切日までに入札参加資格要件を満たしておかなければならない。

ただし、入札参加資格要件のうち広島市競争入札参加資格者の認定については、入札を執行する日までに認定されれば良いものとする。なお、入札を執行する日までに広島市競争入札参加資格者として認定されなかった場合は、その応募者のした入札は無効とする。

なお、広島市競争入札参加資格の「令和5・6・7年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の認定については、令和7年末に更新が予定されており、更新後においては「令和5・6・7年」を「令和8・9・10年」と読み替えるものとする。

入札参加資格確認申請書の提出の時点で「令和5・6・7年」の認定がされていたとしても「令和8・9・10年」の認定がないまま入札を執行する日を迎えた場合は、本事業の入札参加資格要件を満たさないものとする。

2-4 落札者の選定に関する事項

2-4-1 審査委員会の設置

本市は、本事業の一般競争入札（総合評価落札方式）に係る落札者の決定等を公正かつ客観的に行うため、学識経験者等からの意見を聴取し、審査を行う審査委員会を設置する。

審査委員会の委員及び意見を聴取する学識経験者等への問合せや働きかけは禁止とし、審査委員会の公平性を損なう行為をした者は失格とする。

2-4-2 落札者決定基準

本市は、落札者決定基準に基づき、技術審査及び価格審査を行う。

なお、落札者決定基準は入札公告時に公表する。

2-4-3 落札候補者の選定方法

落札候補者の選定にあたっては、入札参加資格に関する審査を実施した後、入札参加資格審査を通過した者（以下「入札参加資格通過者」という。）を対象として、技術審査及び価格審査を実施する。

(1) 技術提案書及び見積書の提出

入札参加資格通過者は、技術提案書及び見積書を提出する。

(2) 技術対話

入札参加資格通過者から提出される技術提案書を基に、技術対話を実施する。

なお、技術対話の内容は、技術提案に関する内容とし、それ以外については、原則として対話の対象としない。

(3) 技術提案書及び見積書の改善

技術対話を経て、要求水準書に定める要件を満たしていない入札参加資格通過者に対しては、公共工事の品質確保の促進に関する法律第 17 条の規定に基づき、技術提案の改善通知を行い、改善技術提案書及び改善見積書の提出を求めることができるものとする。

また、本市は本事業の契約締結後、技術提案の改善に係る過程について、その概要を公表する。

(4) 技術審査

技術審査では、入札参加資格通過者から提出された技術提案書又は改善技術提案書に対し、入札公告時に示す落札者決定基準を基に採点を行う。

(5) 入札執行

技術審査を通過した者（以下「技術審査通過者」という。）に対して、入札を執行する。

(6) 価格審査

価格審査は、入札価格が予定価格の範囲内であることを条件とし、技術審査通過者の入札価格を一定の算定式に基づき点数化して価格点を算出する。

(7) 総合評価

技術審査と価格審査により総合的な評価を実施する。

2-4-4 提出書類の取扱い等及び費用負担

(1) 著作権

応募に係る提出書類の著作権は、応募者に帰属するが、審査結果の公表において必要な場合、本市は必要な範囲において公表を行うことができる。ただし、固有の特殊技術に関する情報は公表しない。

なお、提出を受けた書類は返却しない。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負う。

(3) 費用負担

応募申込みに係る経費は、応募者の負担とする。

2-4-5 審査結果の公表

本市は、審査委員会等により落札候補者を決定し、審査結果及び落札候補者を本市のホームページで公表する。

2-5 応募に係る提出書類

2-5-1 入札参加資格審査の提出書類

- ① 入札参加資格審査書類
- ② 入札参加資格確認資料

2-5-2 技術審査及び価格審査の提出書類

- ① 技術提案書及び改善技術提案書（本市が改善通知を行った場合）
- ② 技術提案書に係る見積書及び改善技術提案書に係る改善見積書（本市が改善通知を行った場合）
- ③ 入札書

2-6 落札候補者決定後の手続き

2-6-1 基本協定の締結

応募者を構成する各企業は、落札候補者決定通知日から5日を経過する日（その日が広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項各号に掲げる日に当たるときは、その日以後において、その日に最も近い同項各号に掲げる日でない日）までに、本市と基本協定を締結し、次項以降に示す各契約詳細の協議を実施するものとする。

なお、各契約の契約構造図を示したものを添付資料1に示す。

また、契約詳細の協議は、契約書案における詳細の協議を実施するものであり、要求水準書に規定された内容及び条件の変更は行わない。

2-6-2 落札者の決定と通知

契約詳細の協議が整ったと判断したとき、速やかに落札候補者を落札者として決定し、落札者として決定した者に書面により通知する。

応募者を構成する各企業は、落札者決定通知日から5日を経過する日（その日が広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項各号に掲げる日に当たるときは、その日以後において、その日に最も近い同項各号に掲げる日でない日）までに、本市と次項以降に示す各契約を締結しなければならない。

2-6-3 SPCの設立

SPCを設立する場合の要件は、以下に掲げるとおりとする。

- ① SPC は、維持管理・運営業務期間（23 年間）において下水汚泥再資源化施設等の維持管理・運営及び下水汚泥再資源化物の買い取りを行い、利活用先の確保及び販売を行うものとする。
- ② SPC の所在地は広島市内とすること。なお、本事業の対象施設のいずれかを SPC の所在地として登録することはできない。
- ③ SPC を構成する構成企業（SPC に出資する企業）は、維持管理・運営業務期間が終了するまで SPC の株式を保有し続けるものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

2-6-4 基本契約の締結

応募者として構成する各企業及び SPC（SPC を設置する場合）は、本事業に係る工事請負契約及び維持管理・運営業務委託契約を不可分一体な契約とするため、基本契約を締結しなければならない。

2-6-5 工事請負契約の締結

設計・施工業務を行う事業者は、基本契約締結日と同日付にて、基本協定及び基本契約に基づき、本事業の設計・施工に関する工事請負契約を締結しなければならない。

2-6-6 維持管理・運営業務委託契約の締結

維持管理・運営業務を行う事業者は、基本契約締結日と同日付にて、基本協定及び基本契約に基づき、本事業の維持管理・運営業務に関する維持管理・運営業務委託契約を締結しなければならない。

2-6-7 下水汚泥再資源化物の売買契約の締結

維持管理・運営業務を行う事業者は、基本契約締結日と同日付にて、基本協定及び基本契約に基づき、下水汚泥再資源化物の販売に関する下水汚泥再資源化物売買契約を本市と締結しなければならない。

2-6-8 付帯事業の契約の締結

応募者として構成する各企業は、付帯事業を実施する場合、基本契約締結後速やかに基本協定及び基本契約に基づき、本事業に関する付帯事業契約を本市と締結しなければならない。

3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

3-1 想定されるサービスの水準・仕様

事業者は、要求水準書等に定める要件及び技術提案書に示した内容等に従って、設計業務・施工業務及び維持管理・運営業務を行うものとする。

3-2 責任分担及びその考え方

3-2-1 責任分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを担うことを基本的な考え方とする。

なお、ここでいうリスクを最もよく管理することができるとは、本市と事業者のどちらが以下に掲げる能力を有しているかを検討し、かつリスクが顕在化した場合の責任の有無に応じて、リスクを分担するものである。

- ① リスクの顕在化をより小さな費用でふさぎえる対応能力
- ② リスクが顕在化するおそれが高い場合に追加的支出を極力小さくし得る対応能力

3-2-2 想定されるリスクの分担

本市と事業者のリスク分担は、添付資料2「事業に係るリスク分担」による。

3-3 事業者の責任の履行確保に関する事項

3-3-1 入札保証金

入札保証金は免除する。

3-3-2 契約保証金の納付等

工事請負事業者は、広島市契約規則第30条に定めるところにより、工事請負契約に係る契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付しなければならない。また、維持管理・運営事業者は維持管理・運営業務委託契約に係る各会計年度の支払い限度額の10分の1以上の契約保証金を納付しなければならない。

なお、詳細は入札公告時の入札説明書において示す。

3-4 事業の実施状況のモニタリング

3-4-1 設計・施工段階

本市は、事業者による設計業務及び施工業務が要求水準書等に定める要件及び技術提案書に示した内容を満たしていることを確認するために、設計業務及び施工業務のモニタリングを行う。

また、設計業務及び施工業務のモニタリングにより、各業務の実施状況等が、工事請負契約書、要求水準書に定める要件、技術提案書に示した内容及び設計業務で定めた仕様や性能を満たしていないと判断される場合には、本市は事業者に対して改善を命じ、事業者は自らの負担において必要な措置を講じなければならない。

3-4-2 維持管理・運営段階

本市は、事業者による維持管理・運営業務が要求水準書等に定める要件及び技術提案書に示した内容を満たしていることを確認するために、維持管理・運営業務のモニタリングを行う。

また、維持管理・運営業務のモニタリングにより、維持管理・運営業務の実施状況等が維持管理・運営業務委託契約書、要求水準書に定める要件、技術提案書に示した内容及び設計業務で定めた仕様や性能を満たしていないと判断される場合には、本市は事業者に改善を命じ、事業者は自らの負担において必要な措置を講じなければならない。

3-4-3 事業期間の終了段階

維持管理・運営事業者は、事業期間終了時において維持管理・運営対象施設の全ての施設が要求水準書（案）で提示した性能を発揮できる機能を有し、事業終了後1年以内は大規模修繕又は不可抗力以外の不測の更新及び修繕等を要することのない状態で、本市に引渡すこと。

なお、維持管理・運営対象施設の事業期間終了後の取扱い（引渡時の詳細条件及び下水汚泥再資源化物の有効利用方法を含む。）については、事業期間終了5年前までに本市と協議を開始しなければならない。

4 対象施設の立地並びに規模及び配置に関する事項

4-1 立地に関する事項

下水汚泥再資源化施設等及び脱水汚泥受入施設等の立地に関する事項は、次のとおりである。

なお、詳細は要求水準書（案）に示す。

- ① 位置 : 広島市西区扇一丁目 1 番 1 号（東系）
 広島市西区扇二丁目 1-31 番地（西系）
- ② 用途地域 : 準工業地域
- ③ 敷地面積 : 262,600m²（西部 C の敷地面積）
 約 10,400m²（本事業用地）
 約 4,300m²（付帯事業用地）

4-2 本事業の計画概要

(1) 対象施設

本事業の対象施設は、1-3-3 項に示すとおりである。

(2) 施設規模

計画汚泥供給量（日最大）は 102.6 から 112.3m³/日であり、施設規模については事業者提案とする。

なお、詳細は要求水準書（案）に示す。

(3) 事業用地及び配置計画

事業用地は、既存の汚泥燃料化施設の敷地を含む西部 C 西系施設敷地南端の一角とし、施設の配置計画は事業者の提案によるものとする。

なお、詳細は、要求水準書（案）に示す。

5 各契約又は協定の解釈に疑義が生じた場合における措置に関する事項

各契約又は協定の解釈について疑義が生じた場合、本市と事業者は誠意をもって協議の上、その解決を図るものとする。協議が整わない場合は、各契約に規定された具体的措置に従うものとする。

また、各契約に関する紛争については、広島地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

6 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、各契約に定める事由ごとに、本市又は事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じるものとする。

なお、詳細は入札公告時の入札説明書及び基本契約書において示す。

7 その他事業の実施に関する必要事項

7-1 現地確認

7-1-1 現地確認の実施

応募者による現地確認については、以下に示す要領により実施することができる。

7-1-2 申込方法

現地確認を希望する応募者は、添付資料3の「現地確認申込書」を本市のホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、次項に示す提出先及び7-1-4項に示す期限内に電子メールにて提出すること。

なお現地確認に当たっては、3開庁日前までに現地確認計画書を提出し、本市の承諾を得ること。

7-1-3 申込書の提出先

提出先 : 〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号12階
広島市下水道局施設部施設課
電 話 : 082-504-2417
電子メール : g-shisetsu@city.hiroshima.lg.jp

7-1-4 申込書の提出期限

2025年（令和7年）6月26日（木）12時00分まで

7-1-5 現地確認に係る実施要領

(1) 現地確認が可能な施設

現地確認が可能な施設は、次のとおりとする。

- ① 管理本館
- ② 電気棟
- ③ 汚泥消化タンク
- ④ 汚泥処理棟
- ⑤ 余剰汚泥濃縮棟
- ⑥ 既設汚泥燃料化施設
- ⑦ 消化ガス発電設備
- ⑧ 電気室（西系）
- ⑨ その他必要な施設

(2) 現地確認可能日

現地確認可能日は、以下に掲げる日程のうち、応募者当たり1日とする。

なお、現地確認可能日の決定は、他の応募者の希望日と調整した上で、現地確認参加者の代表者に、本市からメールで通知する。

なお、現地確認の機会は、入札公告日以降に再度設ける予定である。

- ① 2025 年（令和 7 年）7 月 2 日（水）9 時 00 分から 17 時 00 分まで
- ② 2025 年（令和 7 年）7 月 3 日（木）9 時 00 分から 17 時 00 分まで
- ③ 2025 年（令和 7 年）7 月 4 日（金）9 時 00 分から 17 時 00 分まで
- ④ 2025 年（令和 7 年）7 月 7 日（月）9 時 00 分から 17 時 00 分まで
- ⑤ 2025 年（令和 7 年）7 月 8 日（火）9 時 00 分から 17 時 00 分まで
- ⑥ 2025 年（令和 7 年）7 月 9 日（水）9 時 00 分から 17 時 00 分まで

(3) 参加者の人数

参加人数は、応募者当たり最大 10 名とし、西部 C 場内に駐車する車両は 3 台以内とする。

(4) 留意事項

以下の点に留意すること。

- ① 維持管理者等への個別の質問は公平性の観点から禁止とする。
- ② 現地確認には本市職員が同行する。
- ③ 電源（コンセント）等、西部 C の設備の利用は禁止とする。
- ④ 全日にわたり、手洗い及び便所の使用を認める。
- ⑤ 写真撮影は可とするが、既設汚泥燃料化施設等及び消化ガス発電設備の機器銘板の接写は禁止とする。
- ⑥ 現地確認期間中に既設汚泥燃料化施設の 2 系の定期修繕を予定しているため、2 系については立ち入りを制限する可能性がある。

7-2 汚泥等の試験

7-2-1 汚泥等の試験の実施

汚泥混合溶解施設及び汚泥消化タンク以降の処理工程における安定的な運転の実現に向けて、応募者が必要と考える試験を実施することができる。

7-2-2 申込方法

汚泥等の試験を希望する応募者は、添付資料 4 の「汚泥等の試験申込書」を本市のホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、7-1-3 項に示す提出先及び

次項に示す期限内に電子メールにて提出すること。

7-2-3 汚泥等の試験申込書の提出期限

2025 年（令和 7 年）7 月 31 日（木）17 時 00 分まで

7-2-4 汚泥等の試験計画書の提出

汚泥等の試験に当たっては汚泥等採取日の 2 週間前までに汚泥等の試験計画書を提出し、本市の承諾を得ること。

なお、汚泥等の試験に当たり汚泥採取、運搬、汚泥等の試験、汚泥等の処分に関しては、試験を行う場所に該当する自治体の関係機関及び本市の環境局業務部産業廃棄物指導課と事前に協議を行い、それぞれの指示等に従うこと。

7-2-5 汚泥等の試験に係る実施要領

(1) 対象汚泥

汚泥等の試験の対象汚泥は、以下に示すとおりである。

- ① 脱水汚泥（西部 C）
- ② 脱水汚泥（千田 C）
- ③ その他汚泥等²

(2) 汚泥採取について

汚泥採取に当たっては、汚泥採取用器具（応募者で準備）を用いて採取を行うこと。

採取した汚泥の運搬については、応募者の責任において、汚泥の飛散や漏洩がないよう密封し運搬すること。

また、汚泥等の採取場所は、以下に示すとおりとする。

- ① 脱水汚泥（西部 C）：ケーキ移送ポンプドレン配管
- ② 機械濃縮汚泥（西部 C）：機械濃縮機排出口又は濃縮汚泥ポンプ圧力計ドレン配管
- ③ 消化汚泥（西部 C）：消化汚泥移送ポンプ圧力計ドレン配管
- ④ 処理水（西部 C）：汚泥処理棟西側散水栓
- ⑤ 脱水汚泥（千田 C）：汚泥脱水機排出口又はケーキ移送コンベヤ

² その他汚泥等は、濃縮汚泥等又は処理水を指すが、この採取に当たっては、本市に採取及び試験目的を提示し、承諾を得ること。

(3) 汚泥採取日

汚泥等の採取については、以下に掲げる期間内において、応募者ごとに西部 C 及び千田 C にて複数回の採取を認める。

なお、汚泥採取日の決定は、他の応募者の希望日と調整した上で、汚泥等の試験に関する代表者に、本市からメールで通知する。

汚泥採取期間：2025 年（令和 7 年）8 月から 12 月末まで

(4) 試験期間

汚泥等の試験期間については、以下のとおりとする。

汚泥等の試験可能期間：汚泥採取日から 2026 年 1 月 30 日（金）まで

(5) 試験結果の取扱い

汚泥等の試験により得られた結果については、本事業の提案書作成のみに使用すること。

(6) 留意事項

以下の点に留意すること。

- ① 採取する汚泥等の量は汚泥等の試験実施に必要な最低限度の量とすること。
- ② 産業廃棄物としての取り扱いについては、本市産業廃棄物指導課と協議すること。
また、汚泥等の試験を行う場所がある自治体にも産業廃棄物としての取り扱いについての確認を行うこと。
- ③ 試験後の残渣については、適正に処分すること。
- ④ 試験結果に基づき設計及び施工された施設が、所定の性能を満たさなかった場合、そのリスクは事業者が負担すること。
- ⑤ 応募者同士の接触を防ぐため、現地試験は認めない。

7-3 実施方針・要求水準書(案)に関する問合せ

7-3-1 実施方針・要求水準書(案)に関する質問の受付

実施方針及び要求水準書（案）に関して質問がある場合は、添付資料 5 の「実施方針・要求水準書（案）に関する質問書」を本市のホームページからダウンロードし、質問内容を簡潔に記入の上、7-1-3 項に示す提出先及び次項に示す期限内に電子メールにて提出すること。

なお、質問は電子メール以外での問合せには応じないので留意すること。

7-3-2 実施方針・要求水準書(案)に関する質問書の提出期限

2025 年（令和 7 年） 7 月 9 日（水） 17 時 00 分まで

7-3-3 実施方針・要求水準書(案)に関する質問への回答

質問書に対する回答は、以下に示す回答期限までに本市のホームページにおいて公表する。

回答公表日（予定）：2025 年（令和 7 年） 8 月 12 日（火）

7-3-4 実施方針の変更

本市は、実施方針の公表後、入札公告までに実施方針の内容を見直し、変更することがある。

7-3-5 本事業に関する参考資料等

本事業に応募を行おうとする事業者については、参考資料等を配布する。

なお、配布を希望する事業者は、添付資料 6 の「本事業に関する参考資料等の送付願兼誓約書」（以下「送付願兼誓約書」という。）に記名押印し、送付願兼誓約書のスキャニングデータを 7-1-3 項に示す提出先及び次項に示す期限内に電子メールにて提出すること。

また、電子メールの提出に併せて、スキャニングデータと同じ提出先及び提出期限までに、送付願兼誓約書の原本を持参又は郵送（必着）により提出すること。ただし、スキャニングデータの提出日と原本の提出日は同日でなくてもよい。

持参による場合は、広島市の休日（広島市の休日を定める条例（平成 3 年広島市条例第 49 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日）を除く、8 時 30 分から 17 時 00 分までとする。

7-3-6 本事業に関する参考資料等の送付願兼誓約書の提出期限

2025 年（令和 7 年） 7 月 31 日（木） 17 時 00 分まで

添付資料1 契約構造図

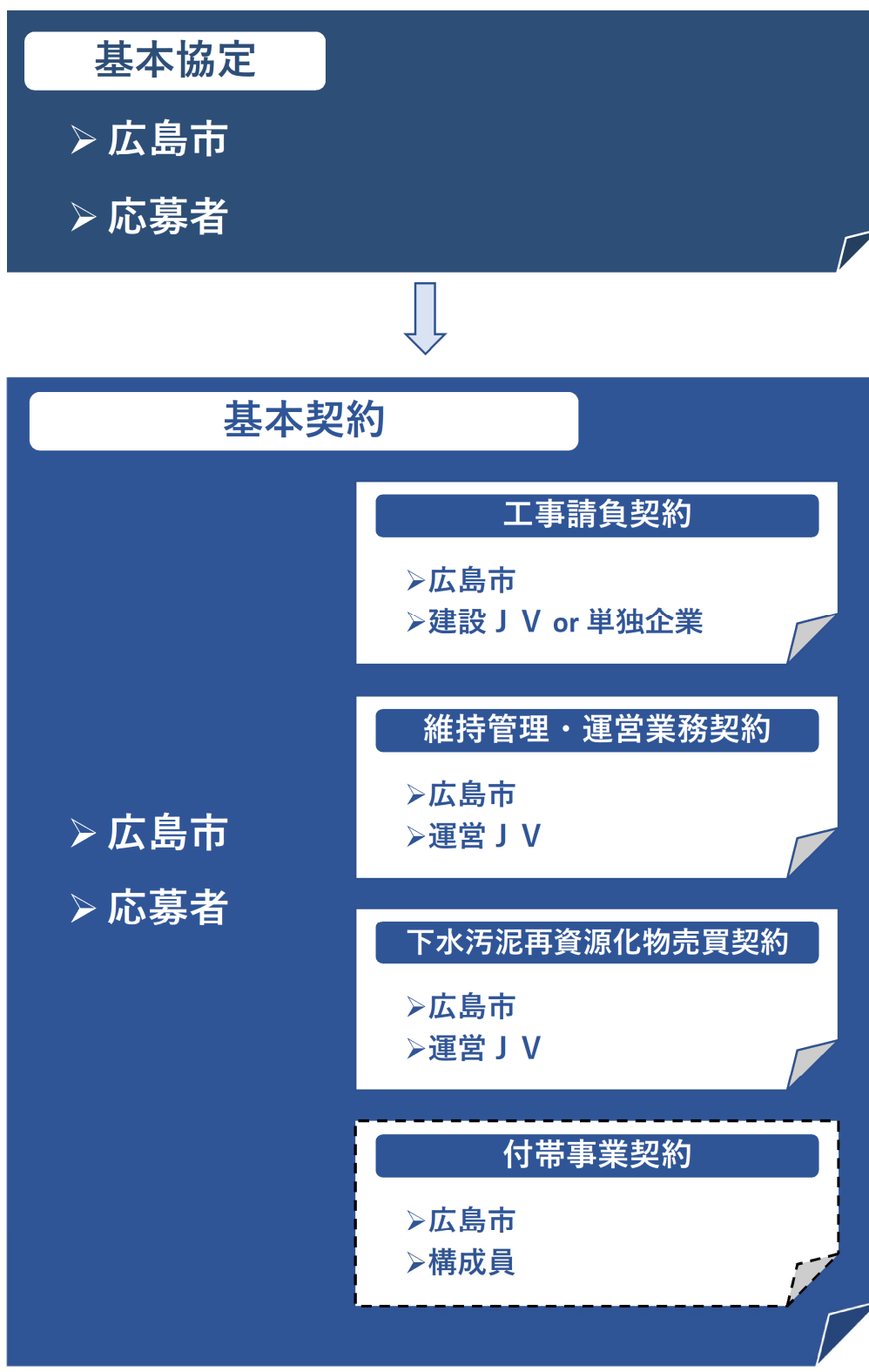


図 契約構造図

添付資料2 事業に係るリスク分担

表 本事業に係るリスク分担表（１／３）

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者	
				市	事業者
共通	入札公告資料	1	入札公告資料の誤りに関するもの、記載内容の変更に関するもの	○	
	入札参加	2	入札参加費用の負担		○
	契約締結	3	市の帰責事由による契約締結の遅延・中止	○	
		4	事業者の帰責事由による契約締結の遅延・中止		○
	許認可取得	5	市が取得すべき許認可・届出の遅延に関するもの	○	
		6	事業者が取得すべき許認可・届出の遅延に関するもの		○
	政治	7	政策方針の変更	○	
	制度・法令変更	8	本事業に直接関わる関係法令・許認可の新設、変更等	○※1	○※1
		9	上記以外で、本事業のみならず広く一般に適用される法令の変更又は新設に関するもの		○
	税制変更	10	消費税の変更	○	
		11	法人の利益にかかる税制度の変更によるもの		○
		12	その他、本事業に影響を及ぼす税制の変更によるもの	○※2	○※2
	第三者賠償	13	市の帰責事由によるもの	○	
		14	事業者の帰責事由によるもの		○
		15	下水汚泥再資源化施設等及び脱水汚泥受入施設等の契約不適合による事故・火災等によるもの		○
		16	既設汚泥燃料化施設の契約不適合による事故・火災等によるもの	○	
		17	既設管理棟（建築施設及び建築設備）及び既設基礎版の施工段階以降の契約不適合による事故・火災等によるもの（内在する契約不適合を除く）		○
		18	下水汚泥再資源化施設等の施設・設備の老朽化・劣化に起因するもの		○
		19	脱水汚泥受入施設等の施設・設備の老朽化・劣化に起因するもの	○	
		20	既設汚泥燃料化施設の施設・設備の老朽化・劣化に起因するもの	○	
		21	既設管理棟（建築施設及び建築設備）及び既設基礎版の施設・設備の老朽化・劣化に起因するもの（内在する契約不適合を除く）		○
		22	下水汚泥再資源化施設等の維持管理の不備によるもの		○
		23	脱水汚泥受入施設等の維持管理の不備によるもの	○	
		24	既設汚泥燃料化施設の維持管理の不備によるもの	○	
		25	既設管理棟（建築施設及び建築設備）及び既設基礎版の維持管理の不備によるもの		○
		26	上記以外の事由によるもの	○※1	○※1
	第三者からの損害	27	市の帰責事由によるもの	○	
		28	事業者の帰責事由によるもの		○
		29	上記以外の事由によるもの	○※1	○※1
	住民対応	30	本事業そのものに関する住民反対運動、訴訟、住民苦情・要望に関するもの	○	
		31	事業者が行う業務（調査、設計、工事、維持管理・運営）に関する住民苦情・要望に関するもの		○
	環境問題	32	事業者が行う業務（調査、設計、工事、維持管理・運営）に起因する環境の悪化によるもの		○
		33	上記以外のもの	○※1	○※1
	物価変動	34	施工業務期間内の物価変動に関するもの	○※3	○※3
		35	維持管理・運営業務期間内（固定費）の物価変動に関するもの	○※3	○※3
		36	維持管理・運営業務期間内（変動費）の物価変動に関するもの	○※3	○※3

表 本事業に係るリスク分担表（２／３）

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者	
				市	事業者
共通	金利変動	37	本事業期間中の事業者の借入金に対する金利変動に関するもの		○
	債務不履行	38	市の債務不履行により本事業が実施できない場合	○	
		39	事業者の事業放棄、破綻等により本事業が実施できない場合		○
		40	事業者の債務不履行により本事業が実施できない場合		○
	不可抗力	41	天災（暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常天災現象）、人為的（戦争、テロ、暴動等）等、通常予見可能な範囲外のものにより生じる費用増加又は損害、修復のため事業実施に遅延、中止等によるもの	○※4	○※4
	要求水準未達	42	設計・施工段階及び維持管理段階における要求水準未達		○
設計段階	測量・調査	43	市が実施した地形・地質等現地調査に関するもの	○	
		44	事業者が実施した地形・地質等現地調査に関するもの		○
	計画変更・遅延	45	市の帰責事由による計画変更	○	
		46	他事業者との調整や住民要望による事業計画等の変更起因するもの	○	
	設計変更・遅延	47	市の提示条件、指示の不備・変更によるもの	○	
		48	他事業者との調整や住民要望による想定外の変更起因するもの	○	
		49	事業者の提案内容及び設計業務の不備・変更によるもの		○
	設計成果物の契約不適合	50	事業者が設計した施設・設備等に関するもの		○
施工段階	用地	51	市が提示する地歴調査結果及びその他の資料から予見できない事業用地の土壌汚染・埋設物等による事業の遅延、変更又は中止	○	
	計画変更	52	市の帰責事由による事業内容及び計画の変更によるもの	○	
		53	事業者の帰責事由による事業内容及び計画の変更によるもの		○
	工事遅延	54	市の帰責事由による工事遅延	○	
		55	事業者の帰責事由による工事遅延		○
	施工管理	56	施工管理に関するもの		○
	工事費増大	57	市の帰責事由による工事費等の増大	○	
		58	事業者の帰責事由による工事費等の増大		○
	関連機関調整	59	関連機関との調整・協議により、技術提案時に推察できない要求事項により変更が生じたもの	○※1	○※1
	安全性確保	60	事業者の帰責事由による工事現場における事故・火災等		○
	施設・設備の契約不適合	61	事業者が新設した各施設及び各設備等に関するもの		○
		62	既設管理棟（建築施設及び建築設備）及び既設基礎版の各施設及び各設備に関するもの（内在する契約不適合を除く）		○
維持管理・運営業務段階	計画変更	63	市の帰責事由による事業内容及び計画の変更によるもの	○	
		64	事業者の帰責事由による事業内容及び計画の変更によるもの		○
	切替後の運転	65	既設汚泥燃料化施設の1系と2系の切り離しに伴う機械工事により、下水汚泥燃料化事業及び下水汚泥燃料化事業（延長）の維持管理・運営業務等に支障を与えた場合		○
		66	既設汚泥燃料化施設の1系と2系の切り離しに伴う本市が行う電気工事により、下水汚泥燃料化事業及び下水汚泥燃料化事業（延長）の維持管理・運営業務等に支障を与えた場合	○	
	維持管理・運営業務の遅延	67	市の帰責事由による維持管理・運営業務開始の遅延	○	
		68	事業者の帰責事由による維持管理・運営業務開始の遅延		○
	原料・ユーティリティ	69	処理水、雑用水、温水、上水及び電気（単独受電分を除く）の供給停止に関するもの	○※5	○※5
		70	事業者の責任において供給事業者と契約した、電気（単独受電分）及び薬品等の供給停止に関するもの		○
		71	市が供給する処理水及び雑用水の量・性質が規定値から大幅に変動した場合	○	
	消化ガス	72	消化ガスの供給停止に関するもの	○※5	○※5
		73	市が供給する消化ガスの供給可能量を下回った場合	○	

表 本事業に係るリスク分担表（3/3）

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者	
				市	事業者
維持管理・運営業務段階	脱水汚泥	74	脱水汚泥の供給停止に関するもの	○※5	○※5
		75	市が供給する脱水汚泥の量・性質が要求水準書にて定めた一定の変動範囲を超えた場合	○	
	施設・設備の契約不適合	76	下水汚泥再資源化施設等の各施設及び各設備等に対して、維持管理・運営業務段階で契約不適合が見つかった場合		○
		77	脱水汚泥受入施設等の各施設及び各設備等に対して、維持管理・運営業務段階で契約不適合が見つかった場合		○
		78	既設管理棟(建築施設及び建築設備)及び既設基礎版に対して、維持管理・運営業務段階で契約不適合が見つかった場合(更新した建築施設及び建築設備に関する契約不適合を除く)	○	
	施設の破損	79	事業者の帰責事由による事故・火災等による対象施設の損傷等		○
		80	下水汚泥再資源化施設等の施設・設備の老朽化、劣化によるコスト増大		○
		81	脱水汚泥受入施設等の施設・設備の老朽化、劣化によるコスト増大	○	
		82	既設管理棟(建築施設及び建築設備)及び既設基礎版の施設・設備の老朽化・劣化によるコスト増大		○
	維持管理・運営業務費の増大	83	市の帰責事由や事業内容・用途の変更による維持管理・運営業務費の増大	○	
		84	事業者の帰責事由による維持管理・運営業務費の増大		○
	下水汚泥再資源化物の製造	85	市の帰責事由により要求水準書を達成する下水汚泥再資源化物の製造が行われない場合	○	
		86	事業者の帰責事由により要求水準書を達成する下水汚泥再資源化物の製造が行われない場合		○
	下水汚泥再資源化物の買取	87	要求水準書を達成する下水汚泥再資源化物の製造は行われているが、市の帰責事由により下水汚泥再資源化物の利活用における買取が行われない場合	○	
		88	要求水準書を達成する下水汚泥再資源化物の製造は行われているが、事業者の帰責事由により下水汚泥再資源化物の利活用における買取が行われない場合		○
事業終了時	下水汚泥再資源化物の運搬・貯蔵・利用	89	事業者が策定した計画に則った、下水汚泥再資源化物の運搬、貯蔵、肥料利用、燃料利用後の処分に関する責任・費用負担		○
		90	下水汚泥再資源化物を利活用することに対する利活用先周辺の対応		○
事業終了時	事業終了時の手続き	91	終了手続きに伴う諸費用の発生に関するもの		○
	事業終了時の施設状態	92	事業終了時の施設・設備に対して、要求水準書の未達(引渡条件)		○

※1_発生した事象を勘案して双方と協議の上で、適切な負担者を決定する。

※2_税制の変更内容に合わせて適切な負担者を決定する。

※3_一定割合までは事業者の負担、それを超える費用は本市の負担とする。

※4_不可抗力により、追加費用その他損害が発生した場合又は、第三者に損害が発生し、本市又は事業者において当該第三者に対して責任を負うべき場合は、損害額等の1/100以内の費用までは事業者の負担、それを超える費用は本市の負担とする。

※5_発生した事案を勘案して双方と協議の上で、適切な負担者を決定する。ただし、基本的に負担者は市とする。

添付資料3 現地確認申込書

年 月 日

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業に係る現地確認申込書

(あて先)

広島市長

所在地

社名

代表者名

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業に係る現地確認について、申し込みます。

なお、現地確認希望日、現地確認施設及び現地確認者は、以下のとおりです。

(現地確認希望日)

希望順位	希望日
第一希望	2025 年（令和 7 年） 月 日 時～ 時
第二希望	2025 年（令和 7 年） 月 日 時～ 時
第三希望	2025 年（令和 7 年） 月 日 時～ 時

(現地確認施設)

現地確認可能施設（建屋）	確認予定 あり：○、なし：×	現地確認内容
管理本館		
電気棟		
汚泥消化タンク		
汚泥処理棟		
余剰汚泥濃縮棟		
既設汚泥燃料化施設		
消化ガス発電設備		
電気室（西系）		

(現地確認者)

参加 予 定 者	参加予定者氏名	所属・部署・役職	備考

参加者の代表者（窓口）については、備考欄に「代表者」を付記してください。

また、代表者の住所、電話番号、メールアドレスを以下に明記してください。

住 所 :

電話番号 :

代表者携帯電話番号 :

メールアドレス :

添付資料4 汚泥等の試験申込書

年 月 日

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業に係る汚泥等の試験申込書

(あて先)

広島市長

所在地

社名

代表者名

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業に係る汚泥等の試験について、申し込みます。

なお、汚泥等の採取希望日及び現地採取者は、以下のとおりです。

(西部 C)

希望順位	希望日	採取対象汚泥
第一希望	2025 年（令和 7 年） 月 日	
第二希望	2025 年（令和 7 年） 月 日	
第三希望	2025 年（令和 7 年） 月 日	

(千田 C)

希望順位	希望日	採取対象汚泥
第一希望	2025 年（令和 7 年） 月 日	
第二希望	2025 年（令和 7 年） 月 日	
第三希望	2025 年（令和 7 年） 月 日	

(現地採取者)

参加予定者	参加予定者氏名	所属・部署・役職	備考

汚泥等の試験に関する代表者（窓口）の氏名、住所、電話番号、メールアドレスを以下に明記してください。

なお、現地採取者が汚泥等の試験に関する代表者と別人の場合、採取当日に連絡が可能なよう、現地採取者の名前と携帯番号も記載すること。

氏 名 :
住 所 :
電話番号 :
代表者携帯電話番号 :
メールアドレス :

添付資料5 実施方針・要求水準書(案)
に関する質問書

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・ 運営事業実施方針に関する質問書

提出者

会 社 名	
所 在 地	
部 署	
質問者氏名	
連 絡 先	電 話 :
	F A X :
	電子メール :

実施方針

No	質問事項	実施方針の対応ページ及び対応部分							質問内容
		頁	章	節	項				
例	応募者の構成	10	2	2-3	2-3-1	⑦			
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・ 運営事業要求水準書（案）に関する質問書

提出者

会 社 名	
所 在 地	
部 署	
質問者氏名	
連 絡 先	電 話：
	F A X：
	電子メール：

要求水準書（案）

No	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分							質問内容
		頁	章	節	項				
例	工事請負事業者が行う業務範囲	26	2	2-6	2-6-2	(1)	1)	①	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

添付資料6 本事業に関する参考資料等の
送付願兼誓約書

年 月 日

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業に関する参考資料等の送付願兼誓約書

(あて先)

広島市長

所在地

社名

代表者名

印

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業への参画を行うに当たり、技術提案書を作成するために、参考資料等の送付を希望します。

なお、参考資料の取扱いに当たっては、下記事項を遵守することを誓約します。

記

1. 本市が提供する参考資料等は、一般公表することを前提としていない情報であるため、本事業に関係する担当者のみ限定して配布し、紛失や情報の漏洩を防ぐため、適切な管理措置を講じること。
2. 提供された参考資料等は、本事業に関する技術提案書の作成以外の目的にて使用しないこと。また、参考資料等（保存媒体（CD・R等）、打ち出し紙等を含む。）が不要になった場合には、受領者が責任を持って焼却、シュレッダー等による裁断又は復元が困難な方法にて速やかに処分し、第三者による利用を防ぐこと。